

介護職

事業内容のご案内

組合員の皆様の様々な経営課題解決のお手伝いをいたします



訪日前研修



技能実習生ハワイ面接会



内定した実習生の皆さん



活気あふれるベトナム市街



介護職の実習生



ベトナム介護施設見学



技能実習生出迎え(仙台空港)



訪日後講習



日本語能力N3対策講座

文部科学省・岩手県認可 外国人技能実習生受入事業 一般監理団体 許可番号：許1702000170号

国際情報ビジネス協同組合

INTERNATIONAL INFORMATION BUSINESS COOPERATIVE

TEL:019-605-9933 FAX:019-651-5553

事業内容

本組合では、組合員の皆様のために以下の事業を行っております。

1. 共同購買事業

事務用品、コンピュータ機器等のオフィス用品を共同購買することができます。

2. 教育・研修事業

学校法人 龍澤学館との連携により、IT講座・ビジネスマナー・日本語講座・外国人人材活用セミナー等の研修を格安で行うことができます。

3. 外国人技能実習生受入事業

外国人技能実習生制度は、2017年の法改正により新たに生まれ変わりました。本組合は、実習生の人権に配慮するとともに、組合員様にとって有意義な技能実習制度となるよう意欲的で優秀な技能実習生を紹介します。また、煩雑な申請書類の作成指導と実習期間に発生する様々な問題解決をサポートいたしますので安心してお任せ下さい。

◆受入職種◆ 自動車整備、リネンサプライ、介護、畜産農業、そう菜製造業、建設機械施工、耕種農業、ビルクリーニング (その他の職種についてもご相談に応じます)

4. 経営革新に関する調査研究事業

海外への事業展開・海外との取引等をお考えの組合員のため、現地コンサルタントの紹介や現地視察ツアーを実施しております。特に、ベトナム、ミャンマーの現地コンサルタントやIT企業・日本語学校・医療機関・介護施設とは太いパイプがありますので、現地事情を知りたい方や現地で人材採用をお考えの方は、是非ご相談下さい。



(株式会社柳家様は、本組合の仲介で2017年ベトナム・ハノイ市に1号店を出店されました)

連携機関

当組合は国内外の様々な法人と連携し、組合員の皆様の様々なご要望にお応えいたします。(順不動)



ホアンロン社 (ベトナム・ハノイ市)
実習生送出機関(介護・一般)です。
優秀な技能実習生をご紹介します。



インフィニティ社 (ベトナム・ハノイ市)
実習生送出機関(介護・一般)です。
優秀な技能実習生をご紹介します。



さくらクリニック (ベトナム・ハノイ市)
ハノイで開業している日系病院です。
ベトナム人介護人材の育成で提携しています。



ミャンマーユニティー(ミャンマー・ヤンゴン市)
実習生送出機関(介護・一般)です。
優秀な技能実習生をご紹介します。



ドンズー日本語学校(ベトナム・ホーチミン市)
ベトナム最大の日本語学校です。
これまで400名以上の卒業生が盛岡に留学しています。



BK-Holdings (ベトナム・ハノイ市)
ハノイ工科大学が設立したベンチャー企業です。
工業系技術者の紹介が可能です。

MCL
盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校

盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校 日本語学科
訪日後講習(日本語)を指導します。

MCL
盛岡医療福祉スポーツ専門学校

盛岡医療福祉スポーツ専門学校 介護福祉学科
訪日後講習(介護技術)を指導します。

岩手銀行

岩手銀行
海外との提携、進出、実習生
受入れを検討する企業を
ご紹介いただいています。



岩手銀行様と業務提携

外国人技能実習生受入事業 Q & A

Q 1. 技能実習制度とはどういう制度ですか？

A 1. 技能実習制度は新興国へ日本の高い技術を移転し、その国の発展を担う為の「人づくり」を目的として創設された国際協力の為の制度です。具体的にはベトナムやミャンマー等の様々な国の若い人々を外国人技能実習生として受入れ、ホストとなる日本の企業で労働者として働くことで「技能」を身につけ、帰国後に本国で活躍してもらう制度です。

Q 2. 介護職は何年間実習ができますか？

A 2. 介護職は3年間の実習が可能です(1号/2号実習)。修了後は、+2年間の3号実習に移行、または特定技能ビザに変更し更に5年間就労することが可能です。(技能実習+特定技能で最長10年間就労可)

Q 3. どんな施設でも受入れは可能ですか？

A 3. 開設後3年以上経過した福祉施設であれば受け入れ可能ですが、訪問系や一部施設では受け入れが出来ません。詳細は別紙または以下のHPを参照下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000182392.pdf> (外国人技能実習機構HP)

他にも要件がありますので、詳しくは組合までお問い合わせください。

Q 4. 何人まで受け入れられるのですか？

A 4. 介護に携わる常勤職員数により受け入れ可能数は変わります。50名以内の施設では、常勤介護10名あたり1名の実習生の受け入れが可能です。(51~100名は6名)
しかし1年経つと新たな実習生の受け入れが可能になるので、3~10名の施設では、3年間で3名まで受け入れ可能です。

常勤職員数は法人全体ではなく、事業所毎にカウントしますのでご注意ください。

事業所の常勤介護職員	1年目の実習生数(1号)	全体数(1号+2号)
1	1	1
2	1	2
3~10	1	3
11~20	2	6
21~30	3	9
31~40	4	12
41~50	5	15
51~100	6	18

Q 5. 給料や経費はどれくらいかかるのですか？

A 5. 技能実習生には、同年齢・同職歴の日本人と同等の給料を支払う必要があります。また、給料以外に研修費、渡航費、組合に毎月お支払頂く「監理費」が必要です。詳しくは組合までお問い合わせください。

Q 6. 日本語は通じますか？

A 6. すべての実習生は来日前に、日本語と日本での働き方を学習します。(介護職8~10か月、一般職3~5か月) また介護職だけ入国要件に「日本語能力試験N4取得」が課せられています。これは、介護職の特性上コミュニケーションが必須のためです。しかし来日時はまだ日本人の発音に慣れていない実習生も多いため、「ゆっくり、はっきり」話していただくよう配慮をお願いします。(但し、個人により多少の差はあります)

Q 7. 実習生を配置基準に含めることができますか？

A 7. 配属されてすぐ含めることはできませんが、配属後6か月経過(7か月目から) 配置基準に含めることが可能です。

Q 8. 実習生は夜勤ができますか？

A 8. 2年目からなら夜勤も可能です。但し、実習生1名での夜勤はできませんので、必ず指導する常勤介護職員を配置する必要があります。

Q 9. 同一法人の複数事業所で実習することはできますか？

A 9. 介護職種は、人数枠を事業所単位で定めており、人数枠の算定基準に複数の事業所の職員をカウントすることが認められていないことから、実習生についても**同時期に複数事業所で実習はできません**。但し、「1年目はA事業所、2年目、3年目はB事業所」のように、年度を分けての実習は可能です。

組合概要

法人名：国際情報ビジネス協同組合（異業種協同組合）

代表理事：龍澤 正美（たつざわ まさはる）

設立：2009年2月

所在地：〒020-0025 岩手県盛岡市大沢川原3-4-1

T E L：019-605-9933

F A X：019-651-5553

U R L：<http://www.intbiz.jp>

eメール：info@intbiz.jp

組合員数：33社（2021年7月末現在）

出資金／年会費：1口10,000円以上／年36,000円

*出資金は退会時返却いたします

受入可能国：ベトナム、ミャンマー（2021年7月現在）

受入可能職種：自動車整備、リネンサプライ、介護、畜産農業、
そう菜製造業、ビルクリーニング、耕種農業、
建設機械施工、（その他の職種についてもご相談に応じます）

認可番号：文部科学省 20 諸文科総第1の74号

岩手県 岩手県指令盛広経第107-14号

外国人技能実習機構 一般監理団体事業：許170-200-0170号

ごあいさつ



代表理事 龍澤 正美

学校法人 龍澤学館グループでは、約25年前から海外の学校等と提携を行っております。その間、海外姉妹校の教育関係者から「卒業生を日本で研修させ日本の技術を学ばせたい」という、ご要望を何度も頂きました。また一方、県内の企業経営者の方々からは「若手の人材が採用できず、技術の継承が難しい」とのお話も伺っていました。

そこで、その両者の仲立ちを行い、海外の新興国には日本の技術移転を、企業の皆様には若くて意欲的な海外の実習生をご紹介したいと思い、本協同組合の設立に至りました。

本組合が組合員の皆様の発展と海外の若者の成長に社会貢献できるよう積極的に各事業を推進してまいります。